

# 「提言型政策仕分け」の結果（主な方向性）について

## ○医療サービスの機能強化と効率化・重点化

- ・診療報酬本体について、「据え置く」6名、「抑制」3名との意見があったことを受け止め対応
- ・リスクや勤務時間に応じて報酬配分を大胆に見直し、メリハリのきいた改定を早急に実施
- ・医療提供体制のあり方について審議会で検討の上、行政刷新会議に報告

## ○後発医薬品の使用促進など薬の有効な使用策

- ・先発品薬価は、後発品薬価を目指して大幅に引き下げるべき
- ・先発品薬価と後発品薬価の差額の一部を自己負担とすることについて検討すべき
- ・後発医薬品の推進のロードマップを作成し、行政刷新会議に報告
- ・ビタミン剤などの市販品類似薬は、自己負担割合の引上げを試行するとともに、一部保険適用の対象外とすることを検討

## ○介護サービスの機能強化と効率化・重点化

- ・現役並み所得者の負担割合見直し
- ・軽度者に対する生活支援は、自立を促す観点で保険給付のあり方を見直す
- ・介護職員の処遇改善について、介護報酬の中で対応。内部留保がある場合はそれを活用
- ・内部留保のデータやその水準が適切か否か、介護報酬改定前までに行政刷新会議に報告
- ・サラリーマン（40～64歳）の介護保険料について、まずは総報酬割を一部導入し、今後、全部導入を検討

## ○年金制度（安定的な年金財政運営等）

- ・特例水準を来年度から速やかに解消
- ・年金財政計算について、審議会のスケジュールを明確化し、改革のロードマップを行政刷新会議に報告
- ・低所得者の年金拡充

## ○生活保護の見直し（生活保護医療の見直し等）

- ・保護基準について、就労インセンティブを削がない水準にすべき
- ・第二のセーフティネットの充実により、生活保護化の防止を図る
- ・能力開発、就業紹介と生活保護を一体的に進めるための体制の構築（省内、関係省庁）
- ・医療費の適正化（指定医療機関への指導強化、後発品の利用義務づけの検討、一部自己負担の検討）
- ・住居・食事等を一体的に提供する事業者に対する届出制を導入すべき

## ○雇用（雇用政策の効果の検証、雇用保険の運営等）

- ・施策の効果検証と予算への反映
- ・既存事業の統廃合、能開とハローワークの連携強化
- ・非正規労働者の増加や新卒者の就職難などの構造的な課題に対して、制度的な改革に取り組むべき
- ・雇用保険料の一定の引き下げを検討

## ○持続可能な社会保障制度のありかた

- ・メリハリをつけた無駄のない制度の確立（サービスの拡充、同効果なら国民負担少なく）
- ・データ収集を的確に実施、着実な情報提供
- ・国民のニーズ等を踏まえ、スピード感をもって改革を推進すべき
- ・縦割り行政の解消
- ・行政刷新会議において改革状況をフォロー

# 行政刷新会議「提言型政策仕分け」評価結果一覧

11月22日(火) 第3日目

【ワーキンググループ B】

番号	コマ名	論点	方向性
B5-2	社会保障: 医療サービスの機能強化と効率化・重点化	(論点①)医療サービスの価格はどうあるべきか。  (論点②)今後どのような医療サービスに重点を置くべきか。  (論点③)病院勤務医の待遇改善をどう実現していくか。	国民・地域のニーズを具体的に把握して、診療報酬の改定を行うべき。その中で、勤務医と開業医、また診療科目間について、リスクや勤務時間に応じて報酬配分を大胆に見直す。また、医師不足改善のため、勤務医と開業医とのアンバランスや地域別・診療科別の医師不足の状況を踏まえて、メリハリの利いた診療報酬改定を早急に行うべき。また、中長期的には、開業医と勤務医の収入をバランスさせることを目指し、開業医・勤務医の平準化を進める。 また、医療サービスの価格全体の前提となる診療報酬本体(医師の人工費等)については、「据え置く」6名、「抑制」3名という意見があつたことを重く受け止めて対応されたい。 加えて、中長期的な検討課題として提案された地域・診療科目間の偏在の解消など、医師不足の問題に対応する医療供給体制の在り方について、社会保障審議会で検討の上、行政刷新会議に報告されたい。 また、診療報酬の加算が効果的に待遇改善につながるよう、勤務条件が厳しい診療科を中心に待遇改善につながる条件付けを行うべき。
B5-3	社会保障: 後発医薬品の使用促進など薬の有効な利用	(論点①)後発医薬品の使用を進めるための方策は何か。  (論点②)病院でも薬局でも買うことできる薬の負担はどうあるべきか。	先発品の薬価は後発医薬品(ジェネリック)の薬価を目指して大幅に引き下げ、医療費の支出と国民の負担を最小限にすべき。併せて、先発品薬価と後発品薬価の差額の一部を自己負担とすることについて検討すべき。加えて、医師・薬剤師から主な先発品・後発品のリストを患者に提示する義務を課すことについても検討すべき。後発医薬品の推進のロードマップを作成し、行政刷新会議に報告すること。 ビタミン剤など市販品類似薬については、自己負担割合の引き上げを試行するべき。さらに、一部医療保険の対象から外すことについても検討すること。
B5-4	社会保障: 介護サービスの機能強化と効率化・重点化	(論点①)介護保険制度を長続きさせるための方策は何か。  (論点②)介護職員の待遇を改善するための方策は何か。  (論点③)サラリーマンの介護保険料の分担の方法はどうあるべきか。	現役並みの所得がある者については、世代内の公平な支え合いの観点、医療保険とのバランスを考慮し、負担割合を見直すべき。あわせて、65歳以上の低所得者に対する保険料軽減策を強化すべき。また、軽度の対象者に対する生活支援については、自立を促す観点で保険給付のあり方を見直すべき。その際、重度化を予防する他の有効な手段の拡充についても合わせて検討すること。介護サービスについては、基本的には、施設中心から住宅介護中心に移行すべき。そのために、介護保険サービスとしっかり連携した良質な高齢者住宅を普及させるべき。 介護職員の待遇改善については、一時的な交付金よりも、介護報酬の中で対応すべき。あわせて、事業者の内部留保がある場合にはその活用を行うべき。これに関し、事業者の内部留保のデータやそれが適切な水準であるかどうかについて、介護報酬改定前までに行政刷新会議に報告すること。なお、待遇改善のために介護報酬を加算する場合には、現に待遇改善につながる仕組みを整備すること。 サラリーマン(40~64歳)の介護保険料については、世代内の公平な支え合いの観点から、所得に応じた拠出(総報酬割)を医療保険と同様にまずは一部導入すべき。 さらに今後、高齢者の介護保険料を軽減し、所得に応じた拠出(総報酬割)を全部導入することについて検討すべき。

# 行政刷新会議「提言型政策仕分け」評価結果一覧

11月23日(水) 第4日目

【ワーキンググループ B】

番号	コマ名	論点	方向性
B5-5	社会保障：年金制度(安定的な年金財政運営等)	<p>①物価が下落したことにより、年金財政にはどのような影響が生じているか。</p> <p>②将来世代に負担を先送りすることとなっていないか。</p>	<p>現役世代を含む次世代に負担を先送りせず、将来も持続可能な年金制度とするためには、まずは年金の特例水準を来年度から速やかに解消していくべき。</p> <p>制度を長続きさせるための取組について理解を求めるためにも、人口構成、賃金、金利などの前提について、厚生労働省は、現実から目をそむけることなく、現状をもつと速やかにかつ的確に把握する仕組みを導入するとともに、その分析過程・結果をわかりやすく国民にオープンにすること。このため、年金財政計算のあり方については、社会保障審議会年金部会の検討スケジュールを明確化し、改革のロードマップについて行政刷新会議にも報告すること。</p> <p>なお、一体改革成案に沿って、低所得者の年金の拡充も行うべき。</p>
B5-6	社会保障：生活保護の見直し(生活保護医療の見直し等)	<p>①「最低生活の保障」と「自立の助長」を両立させるための支給額はどうすべきか。</p> <p>②生活保護医療の適正化策はどうあるべきか。</p> <p>③貧困ビジネスへの対応はどうすべきか。</p>	<p>生活保護基準(支給額)については、自立の助長の観点を踏まえ、基礎年金や最低賃金とのバランスを考慮し、就労インセンティブを削がない水準とすべき。なお、社会保障審議会生活保護基準部会においては、こうした方針を反映していただきたい。</p> <p>あわせて、求職者支援制度などいわゆる第二のセーフティーネットの充実により、生活保護化の防止を図るとともに、NPOや社会企業家などとも連携しつつ、自立・就労支援を強化すべき。また、制度の適正な運営や検証に必要なデータを的確に把握する仕組を整備すること。加えて、稼働可能な需給者については、就労に向けた能力開発や就業紹介を生活保護と一体的に進めるために必要な体制の構築を厚生労働省内及び関係省庁が連携して早急に検討すべき。</p> <p>生活保護費の急増の要因は、その半分を占める医療扶助である。真に必要な方への医療水準は維持しつつ、以下に掲げる対応を含むあらゆる方法を通じて適正化に取り組むべき。</p> <p>①指定医療機関に対する指導強化      ②後発医薬品の利用促進やその義務付けの検討      ③翌月償還を前提とした一部自己負担の検討</p> <p>さらに、医療機関のモラルハザードが大きいことから、実態調査の仕組みを構築し、不適席な診療を行っている機関は指定を外すなどの厳格な対応を行るべき。</p> <p>生活保護費が本人に届かなくなるようないわゆる「貧困ビジネス」に対しては、実行ある規律が必要である。住居・食事等を一体的に提供する事業については、新たに届出制の対象として、立入検査や行政処分の対象とすべき。さらに、許可制を含めた強い参入規制の可否についても検討すべき。</p>

# 行政刷新会議「提言型政策仕分け」評価結果一覧

11月23日(水) 第4日目

【ワーキンググループ B】

番号	コマ名	論点	方向性
B5-7	社会保障: 雇用(雇用政策の効果の検証、雇用保険の運営等)	<p>①雇用対策の効果の検証はどうすべきか。</p> <p>②日本の雇用の課題・問題の要因とその解決策をどう考えるか。</p> <p>③雇用保険の現状と今後のあり方をどう考えるか。</p>	<p>これまでの雇用対策については、その効果が十分に發揮されておらず、その検証も不十分であった。今後は、経済対策によるものも含め、毎年度全ての施策の効果検証を定量的に実施し、予算に厳格に反映させること。加えて、既存事業の大胆な統廃合や、能力開発事業とハローワークとの一層の連携強化を図るなど、現に就職につながる改善を行う。非正規労働者の増加や新卒者の就職難などの構造的な課題への対応については、制度的な改革にも取り組むべき。雇用保険積立金については、平成23年度末見込みで約4兆円の水準となっており、雇用保険制度の持続可能性に配慮しつつ、受益者負担の軽減の観点から、雇用保険料の一定の引下げを含む負担と受益(事業)の関係の見直しを検討すること。</p>
B5-8	社会保障: 持続可能な社会保障制度のあり方	<p>これまでの社会保障の議論は、国民の視点で、見えやすくわかりやすく、そして正面から議論されてこなかった面があり、また、本質的な問題を先延ばしする傾向にあったのではないか。こういったことをこれ以上続けないためにも、今回の提言型政策仕分けでは、行政刷新的な視点、つまり外部性・公開性を活用して、社会保障の現状について、全て国民の皆様の前に明らかにし、国民の理解と共感を得ながら制度改革を進めていくきっかけとなるよう、議論を行った。</p> <p>この議論の中で、持続可能な社会保障制度に改革していくためにまず見直さなければならない数々の視点が示されたことから、担当府省におかれでは、次の世代への責任として、以下に述べる視点に基づく改革を着実に実施されたい。</p> <p>1. 限られた資源の中で、同じ負担をするのであれば、国民のニーズに合ったサービスに重点化するとともに、同じ効果があるのであれば、より国民の負担の少ない方法を選択するなど、メリハリをつけた無駄のない制度を追求し続けること。</p> <p>2. 実態を適切に把握するため、制度設計の基盤であるデータそのものの収集を的確に行うとともに、社会保障制度に関わる情報について政府と国民との間にある非対称性をできる限りなくすため、また、透明性を高めるため、国民への情報提供を着実に進めること。</p> <p>3. 国民のニーズや政策の効果の検証を定量的・科学的に隨時、的確に行い、国民が真に求める制度となるよう、スピード感を持って改革を進めること。</p> <p>これらの取組ができなければ、持続可能な社会保障制度に改革するために必要な、世代内での公平な「支え合い」や、世代間での公平な「支え合い」について、国民の理解や共感を得ることができないことを肝に銘じるべきである。</p> <p>また、今回の議論の中では、縦割り行政の弊害が各所で指摘されたところであり、政策の企画・立案、実施、検証・見直しについて、各府省の縦割りを超えて一体となって取り組むことが、真に国民のニーズに応えることである。</p> <p>最後に、これらの取組が着実に実施され、実効あるものとするため、広く公開の場で、国民の厳しいチェックが受けられる環境の中で、改革の取組を進めていく必要がある。その意味で、行政刷新会議において、これから改革の状況について的確にフォローしていく。 以上を、社会保障全体に対する提言とさせていただく。</p>	